

愛知県空家等対策推進事業費補助金交付要綱

第1編 総則

(通則)

第1 愛知県空家等対策推進事業費補助金（以下「補助金」という。）は、住環境の整備改善及び地域の活性化に資するため、市町村が行う空家等対策推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村に交付するものとし、その交付に関しては、社会資本整備総合交付金交付要綱（社会資本整備総合交付金交付要綱について（平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「国交付金交付要綱」という。）、小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成9年4月1日付け建設省住整発第46号。以下「国制度要綱」という。）、住宅市街地総合整備事業補助金制度要綱（平成16年4月1日付け国住市第350号。以下「国補助金制度要綱」という。）及び愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2編 空家等対策推進事業

(定義)

第2 この要綱における用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

一 不良住宅

国制度要綱及び国補助金制度要綱に規定する不良住宅をいう。

二 特定空家等

国補助金制度要綱に規定する特定空家等をいう。

三 空き家住宅

国制度要綱に規定する空き家住宅をいう。

四 空き建築物

国制度要綱に規定する空き建築物をいう。

五 空家住宅等

国補助金制度要綱に規定する空家住宅等をいう。

六 国事業

国が国交付金交付要綱、国制度要綱又は国補助金制度要綱に基づき実施する事業をいう。

七 改修等に要する費用

建築物の取得（用地費を除く。）、移転、増築、改築等に要する費用をいう。

八 民間事業者

補助対象事業を実施する所有者又は管理者。

(補助対象事業)

第3 補助対象事業は、次に掲げるものとする。

一 民間不良住宅等除却費補助事業

市町村が国事業を活用して、次の要件に該当する不良住宅又は特定空家等の除却を行う民間事業者に対し除却工事に要する費用について補助する事業をいう。

ア 補助対象事業を実施しようとする際に使用されていないもの

イ 市町村が情報提供、助言又は指導等を行っているもの

二 民間空家住宅等除却費補助事業

市町村が国事業を活用して、次の要件に該当する空き家住宅、空き建築物又は空家住宅等の除却を行う民間事業者に対し除却工事に要する費用について補助する事業をいう。

ア その除却後の跡地が地域活性化のための計画的利用に供されるもの

イ アの用途として10年以上活用されるもの

三 民間空家住宅等改修費補助事業

市町村が国事業を活用して、次の要件に該当する空き家住宅、空き建築物又は空家住宅等の活用を行う民間事業者に対し改修等に要する費用について補助する事業をいう。

ア 増改築等の後の建築物が地域活性化のための計画的利用に供されるもの

イ アの用途として10年以上活用されるもの

(補助金の額)

第4 補助金の額は次に掲げるものとする（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）。

一 民間不良住宅等除却費補助事業、民間空家住宅等除却費補助事業

補助金の額は、補助対象事業に要する1棟あたりの費用の1/5以内、かつ、市町村が補助する額の1/4以内を限度とする。

ただし、補助金の額が400,000円を超える場合は400,000円とする。

二 民間空家住宅等改修費補助事業

補助金の額は、補助対象事業に要する1棟あたりの費用の1/6以内、かつ、市町村が補助する額の1/4以内を限度とする。

ただし、補助金の額が500,000円を超える場合は500,000円とする。

第3編 補助金の交付申請等

(補助金交付申請)

第5 市町村は補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付をすべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨（様式第2）を市町村に通知す

るものとする。

(事業内容の変更)

第6 市町村は、事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合には、当該変更内容について、事業内容変更申請書(様式第3)を知事に提出しなければならない。

2 補助金の額に変更を生じる場合には、補助金変更交付申請書(様式第4)を知事に提出しなければならない。

3 事業内容の軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更で、補助金の額に変更を生じないものとする。

一 事業量の変更で、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第6条第1項に規定する空家等対策計画、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号)第6条第1項に規定する地域住宅計画、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第46条第1項に規定する都市再生整備計画、都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画の範囲を超えることとなるもの。

4 知事は、第2項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、事業内容の変更として認めた場合は、その旨(様式第5)を市町村に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第7 市町村は、補助金交付決定後において、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書(様式第6)を提出するものとする。

2 知事は、前項の事業遂行困難状況報告書について、内容を審査し適当と認めるときはその旨(様式第7)を市町村に通知するものとする。

(完了実績報告)

第8 市町村は、事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過する日又は事業の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに完了実績報告書(様式第8)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 知事は前項の完了実績報告書を受理したときは、報告の内容を審査し、その事業の成果が適当と認められた場合、交付する補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式第9)を市町村に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9 市町村は、前条第2項による額の確定通知書を受領後、速やかに請求書(様式第10)を提出するものとする。

2 知事は、前項の請求書に基づき、市町村に対し補助金を交付するものとする。

(検査等)

第10 知事は、市町村に対し補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査を

することができる。

(書類の保管)

第11 市町村はこの事業における収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

第12 この要綱の実施に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。